

## はじめに

本書は、修習生や弁護士になりたての方、またOJTを受けることができない即独された方や軒弁の方のために、弁護士業務の中でも比較的多い交通事故事件について、「本書があれば、これを片手になんとか事件をひとりで処理することができる！」というコンセプトのもと、初心者用の教本として執筆したものです。実務を経験している者にはあたりまえのこと過ぎてほかの書籍には書かれていない、初心者の「そこが知りたいのに！」に応えるものと自負しています。

早いもので、初版を刊行してから4年の月日が経ちました。電気自動車化やAIによる自動運転化が叫ばれ、自動車を取り巻く環境は当時とは大きく変わりつつあります。また、民法改正で時効の期間や法定利率も変わり、これは事件処理に大きな影響を及ぼしています。このような時代の変化に応じて、本書もアップデートを行いました。

とはいえ、本書のコンセプトはまったく変わっておりません。引き続き、皆様の初めての交通事故事件を解決に導く一助として、お役立ただいただければ幸いです。

令和4年4月吉日

インテグラル法律事務所

弁護士 西原 正騎

弁護士 萩原 崇宏

弁護士 矢野 篤

# CONTENTS

## 1 基礎知識

---

- **事故発生時の初期対応** ————— 12  
交通事故が発生した際の初期対応における、全体の流れについて教えてください。
- **人身事故と物件事故（物損）** ————— 16  
「人身事故」「物件事故」とは何ですか？
- **捜査状況の確認** ————— 18  
捜査状況については、どのように確認すればよいですか？
- **保険会社の確認** ————— 20  
当事者が加入している自賠責保険・任意保険については、どうやって確認すればよいですか？
- **自賠責保険の被害者請求** ————— 24  
自賠責保険会社への被害者請求のやり方について教えてください。
- **赤い本・判タ** ————— 28  
「赤い本」「判タ」の使い方について教えてください。
- **交通事故と民法改正** ————— 30  
2020年4月1日以降の事故は民法改正の影響を受けるとのことですが、どのような点に注意が必要ですか？

## 2 相談・受任

---

- **相談前の準備** ..... 36  
相談依頼があった際、相談を受ける前に準備すべきことについて教えてください。
- **弁護士費用特約** ..... 40  
交通事故事案における弁護士費用特約の利用について教えてください。
- **必要となる資料** ..... 42  
初回面談にあたり、相談者にはどのような準備をしてもらえばよいでしょうか？
- **相談時の注意点** ..... 46  
相談時には、どのような点に注意しなければならないでしょうか？
- **利益相反** ..... 50  
利益相反について注意すべきことは何ですか？
- **受任通知** ..... 52  
受任通知の出し方について教えてください。
- **相手方以外の連絡先** ..... 56  
対応にあたって、相手方以外には、誰に連絡を取らなければならないでしょうか？

## 3 調査

- **聴取時の留意点** ————— 64  
当事者から事故内容を聞き取る際には、どのようなことに気をつける必要がありますか？
- **聴取時に必要な資料** ————— 66  
事故内容の聴取を行う際に必要な資料について教えてください。
- **交通事故証明書の取寄せ方** ————— 68  
交通事故証明書の取寄せ方について教えてください。
- **刑事記録の取寄せ方** ————— 70  
刑事記録の取寄せ方について教えてください。
- **事故状況の聴取** ————— 72  
事故の状況について聞くときのポイントは何ですか？
- **当事者についての聴取** ————— 76  
事故当事者について聞くときのポイントは何ですか？
- **被害者死亡の事故** ————— 82  
被害者が亡くなった事故について、その親族から相談を受けました。どのような対応が必要でしょうか？
- **客観的な証拠** ————— 84  
当事者同士の主張が食い違っているようです。客観的な証拠はどのように探せばよいですか？

- **信号サイクルの入手方法** ————— 88  
事故当時の信号について調べたいと考えています。信号サイクルの入手方法について教えてください。
- **損害項目（治療費）** ————— 90  
被害者の怪我の治療費は、加害者が支払うのですか？
- **損害項目（後遺症・後遺障害）** ————— 94  
後遺症が残った場合の対応について教えてください。
- **損害項目（人的損害の総額）** ————— 98  
症状固定後に揃える書類について教えてください。
- **損害項目（休業損害）** ————— 102  
休業損害請求の方針は、どのように立てればよいでしょうか？
- **労災保険と自賠責保険** ————— 106  
労災保険と自賠責保険、どちらを使うべきなのかについては、どのようにアドバイスすべきでしょうか？
- **保険給付と損害賠償** ————— 108  
各種保険からの既払金がある場合、損害賠償額はどのように計算されるのですか？
- **損害項目（車両の修理費）** ————— 112  
依頼者の事故車両の修理について、その費用を相手方に請求したいと考えています。修理費の取扱いについて教えてください。

■ **損害項目（車の買替え費用）** \_\_\_\_\_ 114

依頼者が車を買いたいそうなのですが、買替えの費用は相手方（あるいはその保険会社）に持ってもらえるのでしょうか？

■ **損害項目（自転車の損害）** \_\_\_\_\_ 116

自転車の損害については、どのように処理すればよいですか？

■ **損害項目（代車代・レッカー代）** \_\_\_\_\_ 120

代車代・レッカー代については、どのように考えればよいですか？

■ **損害項目（携行品の破損）** \_\_\_\_\_ 122

事故の際、携帯電話が破損してしまったそうです。こうした携行品の損害については、どのように考えればよいのでしょうか？

## 4 交渉

- **事故の被害者本人との交渉** ————— 128  
交渉相手が事故の被害者本人です。どういったことに気をつけなければならないのでしょうか？
- **健康保険の利用** ————— 132  
「被害者なのだから健康保険での治療はしたくない」と言われています。どのように理解を得ればよいのでしょうか？
- **不利な合意書・念書** ————— 134  
依頼者は、事故直後に「自分にすべての責任があり、全額賠償する」旨の念書を差し入れているそうです。この念書に基づき、賠償を行わなければなりませんか？
- **休業損害の補償** ————— 136  
被害者である相手方から、「働けない間の給与を全額補償してくれ」と言われています。どのように対応すればよいのでしょうか？
- **相当期間経過後の治療継続** ————— 138  
依頼者はまだ痛みを訴えて通院していますが、相手方保険会社が「治療費を打ち切る」と強硬な姿勢をとってきています。依頼者にどのようなアドバイスができるのでしょうか？
- **任意保険の支払基準** ————— 142  
保険会社の基準で損害額を提示されました。裁判になっていない場合、これを受け入れる必要がありますか？

## 5 示談

---

- **示談時の留意点** \_\_\_\_\_ 146  
示談の際に気をつけるべきポイントについて教えてください。
- **示談書の作成** \_\_\_\_\_ 150  
示談書の書き方について教えてください。
- **留保条項** \_\_\_\_\_ 154  
示談時に予想できなかった後遺障害が発生したような場合でも、示談した後には何も請求できないのでしょうか？
- **仮差押え・仮処分** \_\_\_\_\_ 156  
交通事故事案についても、仮差押えや仮処分を活用することはできますか？

## 6 訴 訟

- **保全しておくべき証拠** ————— 160  
保全しておいたほうがよい証拠はありますか？
- **証拠収集（防犯カメラの映像）** ————— 162  
防犯カメラの映像を確保するには、どうすればよいですか？
- **証拠収集（医療記録）** ————— 164  
訴訟の証拠としてカルテを提出しようと思いますが、カルテ等の医療記録はどこからどのように取り寄せればよいのでしょうか？
- **主治医との打合せ** ————— 168  
主治医との間で、訴訟を見据えて準備しておくべきことはありますか？
- **尋 問** ————— 172  
尋問では、誰を呼ぶことが考えられますか？
- **裁判所からの和解勧告** ————— 174  
裁判所からの和解勧告には従うべきでしょうか？
- **訴訟費用** ————— 176  
判決で、損害賠償金元本と遅延利息以外に、訴訟費用は請求できますか？
- **反訴・別訴** ————— 178  
反訴・別訴の注意点について教えてください。

# 1

## 基礎知識

交通事故が発生したときに、具体的にどのような流れで事件処理が進んでいくかは、実際に事故に遭ったことがないと、なかなか想像がつかないものです。本章では、交通事故が発生した場合に、その事故の処理にどのような人たちが関わり、どのような制度・契約の下に処理が進んでいくのか、事件対応にあたっての基礎となる知識について、ポイントを絞ってまとめました。

# 事故発生時の初期対応

交通事故が発生した際の初期対応における、全体の流れについて教えてください。

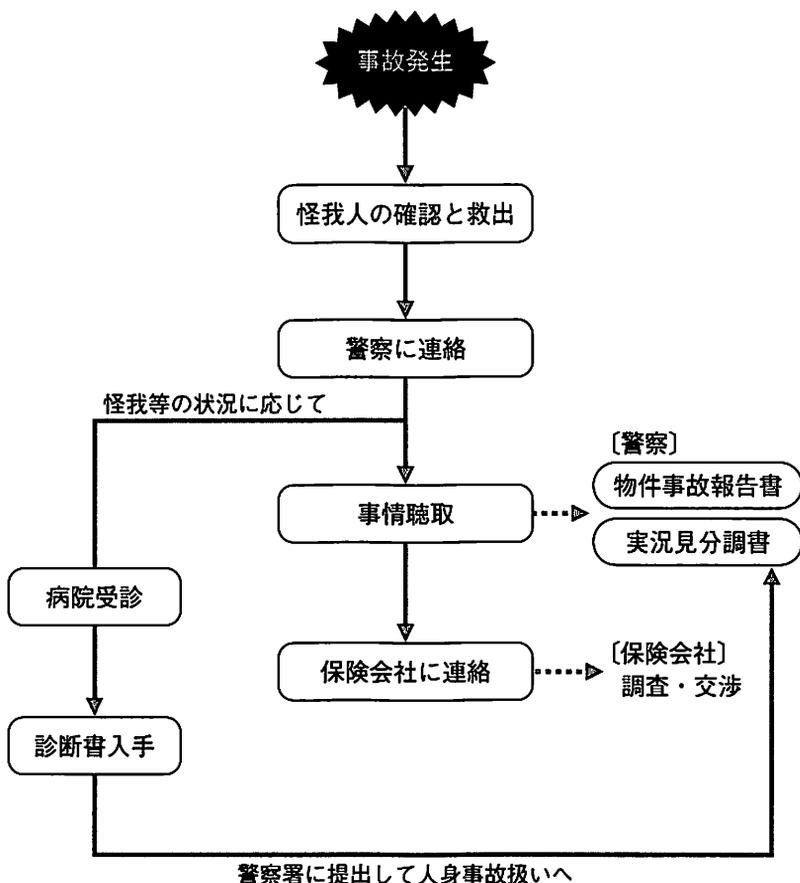
## 交通事故の場合の措置（道路交通法 72 条）

- 1 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。
- 2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。
- 3 前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

（以下略）

- ☞ 当事者には、道路交通法により、すぐに警察に事故発生の報告を行うことが義務づけられている。警察への連絡後に事故現場の記録、相手方の身元確認、目撃者の確保等が行われていれば、のちの対応もスムーズである。
- ☞ 警察は、事情聴取を行い、怪我人の有無に応じて実況見分調書あるいは事故証明書・物件事故報告書を作成する。
- ☞ 保険会社は、損害について調査し、相手方との交渉を行う。

## □ 交通事故の初期対応の流れ



## 警察の動き

交通事故発生の報告を受けた警察は、現場で、事故の状況、死傷者の有無等について確認を行います。

死傷者がある場合には、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（自動車運転処罰法）による処罰の可能性があるため、実況見分調書を作成し、加害者（被疑者）を立件するための調査を行います。捜査資料は、捜査の必要性のため、刑事処分（起訴または不起訴）がなされるまで開示してもらうことはできません。

死傷者がない場合（被害が器物損壊のみの場合）には、物件事故報告書を作成します。

## 保険会社の動き

当事者から事故の連絡を受けて、保険会社では、事故の詳細について確認を行います。そして、相手方に対して損害賠償金を支払う義務がありそうな場合には、事故担当者が交渉に当たることになります。

具体的には、損害が拡大しないように、速やかに相手方に連絡を取り、通院する病院を確認したり、車両の修理に向けた話をしたりします。怪我については、健康保険を使用して治療するのか、自由診療の形で治療するのかを確認します。また、物的損害については、代車の手配を行ったり、修理工場を確認してその修理費用が適切かどうかを審査したりします。修理費用が適切かどうか、たとえばパーツの取換えではなく修理で足りるとか、パーツの単価や工賃を値下げする、事故と無関係の修理が含まれているので除くとかいったことを話し合うことを「協定手続」といい、一般的には修理金額自体は協定手続で決められることとなります。

### 交通違反に関する行政処分

自動車および原動機付自転車（以下、「自動車等」という）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許を受けなければならない（道路交通法 84 条）、運転免許を受けずに自動車等を運転することは禁止されているところ（同法 64 条 1 項）、免許は「点数制度」がとられており、運転者の過去 3 年間の違反点数の累積に応じて免許の停止や取消等の行政処分が行われます（免許取消および停止事由は同法 103 条 1 項、重大事故による免許取消事由は同条 2 項に列挙されています）。

交通事故を起こした場合、器物損壊だけであれば、それだけで行政処分がなされることはありません。よほどのことがあった場合に、安全運転義務違反 2 点の累積があり得る程度です。

一方、死傷者が出てしまった場合、事故を起こした時点で安全運転義務違反として 2 点が基礎点数となり、事故の程度により 2 ～ 20 点となります。詳細な点数については、警視庁のホームページで確認することができます。

なお、行政処分は、民事賠償や刑事処分の手続きの進行とは関係なく進みます。そのため、刑事処分で不起訴となっても、免許取消・停止となるということもあります。

☞ 自転車の事故については 80 ページも参照



# 人身事故と物件事故(物損)

「人身事故」「物件事故」とは何ですか？

## 人身事故と物件事故

交通事故は死傷者の有無により、死傷者が出ていれば「人身事故」、死傷者が出ていなければ「物件事故」（「物損」）と区別されます。

怪我が軽微なものである場合、事故直後の興奮で当事者が痛みを感じておらず、「物件事故」として処理されていることもあるので、注意が必要です。警察署がどちらの事故として処理しているか、**交通事故証明書で確認**するとよいでしょう。なお、物件事故扱いとなっても、怪我等が判明した場合には後日、人身事故に切り替えることができます。

## 物件事故と怪我の補償

自賠責保険は人身事故で使うものと思われがちですが、「物件事故」扱いの事故であっても、自賠責保険から保険金（治療費・通院費等）の支払いを受けることは可能です。この場合、請求の際に、人身事故証明書入手不能理由（「軽微な怪我であったため」等）を所定の書式に記入することになります。

- ☞ 交通事故による死傷者が出ていない事故を「物件事故」(「物損」)、死傷者が出た事故を「人身事故」という。
- ☞ 物件事故の場合にも、自賠責保険から保険金の支払いを受けることが可能である。

### □ 交通事故証明書

見本		交 通 事 故 証 明 書			
甲 住所	102-0084				
請	東京都千代田区二番町3番地				
者 氏名	日本 五郎 殿				
事故報告 台 号	警 町 番 第 0110 号	甲・乙 との種別 <u>本人</u> ・代理人			
発生日時	令和〇〇年3月5日 午前6時30分ころ				
発生場所	東京都千代田区二番町3番地路上				
住 所	東京都千代田区二番町3番地				備考
フリガナ	ニホシゴロウ	生 年 月 日	男 大 32年 10月 3日	甲・乙以外の当事者や有罪 の有無 (有罪の場合は明記)	
氏 名	日本 五郎	生 年 月 日	男 大 32年 10月 3日 ② 甲 (〇〇歳)		
甲 車 種	④ 普通乗用自動車	車 牌 号	品川77さ1234		
自 賠 責 保 険 調 査	⑤ 東京火災	証明書 番 号	1-234-5678		
<p>上記の事項を確認したことを証明します。</p> <p>なお、この証明は、損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 〇〇 年 5 月 2 日 自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー</p> <p style="text-align: center;">〇 〇 〇 事 務 所 長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>					
証明番号	654321		原 賠 保 険 種 別	人身事故	

出典：自動車安全運転センター

# 捜査状況の確認

捜査状況については、どのように確認すればよいですか？

## 管轄警察署の確認

事故の捜査を行う警察署は、事故現場を管轄する警察署です。一般的に交通事故の捜査係が置かれていますので、そちらにつないでもらい、担当の方を確認しましょう。

なお、交通事故証明書を発行するのも、この管轄警察署です。

## 警察署で確認できる事項

捜査上の秘密があるため詳細までは教えてくれませんが、捜査の状況について、捜査中であれば「まだ捜査中である」、捜査が終了していれば「事件を検察庁に送致している」と教えてくれます。事件が検察庁に送致されている場合には、検察庁で記録の閲覧謄写ができるか確認するため、「送致先の検察庁、検番、被疑者名、罪名」について確認しましょう。

対応は、警察署により異なります。電話では教えてくれず、「弁護士会の23条照会であれば回答する」という場合もあります。

- ☞ 事故現場の管轄の警察署に電話し、交通事故の捜査係につないでもらう。
- ☞ 事故日と当事者名を把握できていれば、事故を特定することができる。

□ 警察署への確認



弁護士

令和〇〇年〇〇月〇〇日に発生した、〇〇〇〇氏の交通事故の対応を受任することになりました、弁護士の〇〇です。捜査のご担当の方に確認したいことがあるのですが。



警察

担当の〇〇です。

捜査中の場合

捜査が終了している場合



警察

その事件は現在まだ捜査中です。



警察

その事件は、検察庁に送致しました。



弁護士

それでは、次の事項について教えてください。

送致先の検察庁： \_\_\_\_\_

検 番： \_\_\_\_\_

被疑者名： \_\_\_\_\_

罪 名： \_\_\_\_\_

ありがとうございました。

# 保険会社の確認

当事者が加入している自賠責保険・任意保険については、どうやって確認すればよいですか？

## 自賠責保険

自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）は強制加入保険で、基本的な対人賠償の確保のため、加害者側が支払う損害金を補填する性質があります。補償される範囲は対人事故の賠償損害（死亡・後遺障害・傷害）のみで、また支払額に上限もありますので、車の修理費用などの物損や、上限を超えた額については、任意保険に加入していなければ加害者がお金を用意しなければなりません。

当事者が加入している自賠責保険会社については、**交通事故証明書で確認**することができます。被害者請求を行う場合、交通事故証明書で相手方（加害者）の自賠責保険会社と証明書番号を確認し、保険会社にこの番号を伝えて必要な資料の請求を行います。

- ☞ 自賠責保険は各任意保険会社が受付窓口を行っているため、自賠責保険と任意保険で保険会社が異なるということが生じる。
- ☞ 自賠責保険会社：当事者に聞くか、事故証明書を見て確認
- ☞ 任意保険会社：当事者に確認

□ 交通事故証明書

見本

交通事故証明書

甲 住所 102-0084

〒 東京都千代田区二番町3番地

姓 氏名 日本 五郎 股

事故報告 台帳 番号	<u>麹町署 第 0110 号</u>		①・乙	との続号	①本人・代理人
発生日時	<u>令和〇〇年〇月〇日 午前〇時〇分〇ころ</u>				
発生場所	<u>東京都千代田区二番町3番地路上</u>				
住所	<u>東京都千代田区二番町3番地</u>				備考
フリガナ	<u>ニホシゴロウ</u>	生 年 日	明大	<u>32年 10月 3日</u>	甲・乙以外の当事者の有無 〔有無〕 〔有無〕
氏 名	<u>日本 五郎</u>	生 月 日	②甲	<u>(〇〇)〇</u>	
車 種	③ <u>普通乗用自動車</u>	車 台 号	④	<u>品川77さ1234</u>	自賠責 保険関係 の状況 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
自賠責 保険関係 の状況	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
住所	<u>東京都千代田区二番町3番地</u>				自賠責 保険関係 の状況 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
フリガナ	<u>ニホシゴロウ</u>				
氏 名	<u>日本 五郎</u>	生 年 日	明大	<u>48年 6月 15日</u>	自賠責 保険関係 の状況 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
氏 名	<u>神奈川 花子</u>	生 月 日	②甲	<u>(〇〇)〇</u>	
車 種	③ <u>普通乗用自動車</u>	車 台 号	④	<u>品川77さ1234</u>	自賠責 保険関係 の状況 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
自賠責 保険関係 の状況	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
住所	<u>神奈川県横浜市中区2丁目8番1号</u>				自賠責 保険関係 の状況 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
フリガナ	<u>カネガキ ハナコ</u>				
氏 名	<u>神奈川 花子</u>	生 年 日	明大	<u>48年 6月 15日</u>	自賠責 保険関係 の状況 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
氏 名	<u>神奈川 花子</u>	生 月 日	②甲	<u>(〇〇)〇</u>	
車 種	③ <u>普通乗用自動車</u>	車 台 号	④	<u>品川77さ1234</u>	自賠責 保険関係 の状況 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
自賠責 保険関係 の状況	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
人	正 制 出 席 検 査 者	証 明 書 発 行 者	証 明 書 受 取 者	証 明 書 受 取 者	証 明 書 受 取 者
証明番号	<u>684321</u>		照合記録簿の種類	<u>人身事故</u>	

出典：自動車安全運転センター

## 任意保険

任意保険には、「契約者以外の人（相手方・同乗者）に対する賠償として支払われるもの」と「契約者自身の損害を補償するもの」があります。

### 【契約者以外の人に対する賠償として支払われるもの】

- ① 対人賠償保険  
自賠償保険の上限を超える身体的損害を他人に対して与えたときに支払われる
- ② 対物賠償保険  
自賠償保険では対象外になっている車や物に与えた損害について支払われる
- ③ 搭乗者傷害保険  
同乗者の損害について補償を受けることができる

### 【契約者自身の損害を補償するもの】

- ① 人身傷害補償保険  
運転者や同乗者の損害に対し保険金が支払われる
- ② 車両保険  
車の修理代が補償される
- ③ 無保険車傷害保険  
無保険者が起こした事故に巻き込まれた場合に補償を受けることができる
- ④ 自損事故保険  
被害者のいない自損事故で受けた損害について保険金が支払われる



## 執筆者紹介

### 弁護士 西原 正騎 (にしはら まさき)

インテグラル法律事務所パートナー弁護士

中央大学法学部卒業、立教大学法科大学院修了。2009年弁護士登録(東京弁護士会)。NPO 法人遺言・相続リーガルネットワーク所属。東京弁護士会法教育委員会委員、同委員会若手会員総合支援センター委員、日弁連代議員、東京弁護士会常議員。

相続や離婚など誰もが巻き込まれる可能性のある一般民事事件から中小企業の法務、経営の相談まで、幅広く取り扱っている。日経ビジネスコラム、『〔改訂版〕交通事故実務マニュアル』(共著、2012年、ぎょうせい)等執筆実績多数。

### 弁護士 萩原 崇宏 (はぎはら たかひろ)

インテグラル法律事務所パートナー弁護士

東京大学法学部卒業、学習院大学法科大学院修了。2011年弁護士登録(第一東京弁護士会)。

ベンチャー企業の企業法務等を取り扱うとともに、自転車業界のスポーツ法務も取り扱い、自転車ADRセンターの調停委員等も担当している。著書に、『業界別・場面別 役員が知っておきたい法的責任 - 役員責任追及訴訟に学ぶ現場対応策』(共著、2014年、経済法令研究会)、『スポーツの法律相談』(共著、2017年、青林書院)がある。

### 弁護士 矢野 篤 (やの あつし)

インテグラル法律事務所パートナー弁護士

中央大学法学部卒業、中央大学法科大学院修了。2012年弁護士登録(第一東京弁護士会)。

多数の交通事故案件を取り扱うとともに、相続、離婚といった一般民事事件、企業法務、涉外事件も取り扱う。自転車ADRセンターの調停委員等も担当している。